

重層的支援体制整備事業の財源確保及び中山間地域等への財政的加算措置について

【担当省庁】厚生労働省

大淀町における取組

(経過等)

地域共生社会を実現するため、社会福祉法等が改正され、多くの自治体が重層的支援体制整備事業(移行準備事業を含む)を実施しています。

これまでの制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながる地域共生社会の構築により、人口減少、少子高齢化等に対応したまちづくりが実現できるとされています。

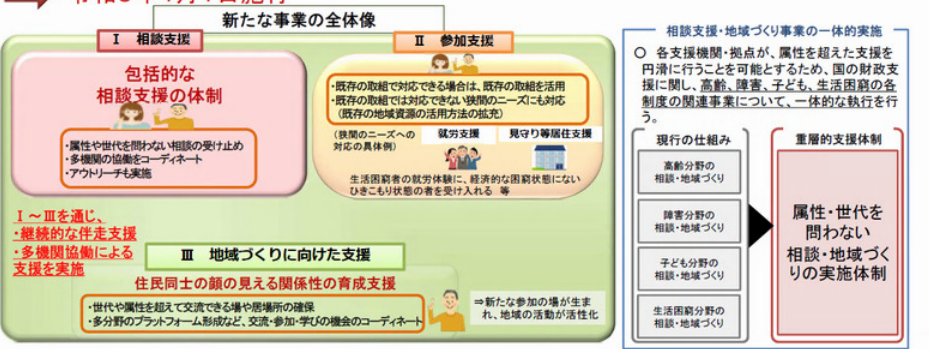
この地域共生社会を効果的かつ効率的に実現するために有効な手立てが重層的支援体制整備事業であり、本町においてもまちぐるみで当該事業に注力しています。

重層的支援体制整備支援事業(社会福祉法第106条の4)の概要

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(6050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
- ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
- ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費控分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

- 社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」社会福祉法第106条の4)の創設
- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、I相談支援、II参加支援、III地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。
  - 新たな事業は実施を希望する市町村の手助けに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
  - 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、交付金を交付する。

令和3年4月1日施行



(現状・課題)

重層的支援体制整備事業のうち、「多機関協働事業」、「アウトリーチ等による継続的支援事業」、「参加支援事業」(以下、「新たな機能分」)については、重層的支援体制整備事業交付金交付要綱にて、それぞれの市町村規模に応じた上限の範囲において、事業費の1/2が国から、1/4が都道府県から交付されることとなっています。

一方、当該事業の実施には、社会福祉士等の専門職の確保及び関与が重要となるなか、中山間地域、山間地域及び離島等については、医療、福祉に関わらず、すべての事業において、それら専門職の確保が大きな障壁となっています。

このことから、地域の社会資源が不足する現状及び将来において持続可能な支援体制を確保するため、町行政による人員並びに民間事業者の人材確保等において財政支援が必須であると考えています。

つきましては、市町村の努力だけでは人材確保や課題解決が困難な現状を踏まえ、中山間地域にある本町が当該事業を適切に実施するため、また、地域の医療、福祉事業者が事業を維持・向上するため、恒久的な国の財政支援を求めます。

(本町の取り組み)

社会資源(福祉サービス事業所や福祉人材など)が減少及び都市部への流出する状況にあるなか、町内事業所との連携により地域包括支援センターを直営化するなど、当面は、重層的支援体制整備事業を町が直接実施するとともに、限られた社会資源を効果的かつ効率的に連動させるなど、町の福祉行政の推進、維持・向上に努めています。

また、重層的支援体制整備事業を実施するなかにおいて、福祉サービスの適正化を推進し、福祉事業所(専門職)の役割の明確化及び負担軽減を図っています。

国にお願いすること

現状・課題でも述べたように、社会資源が乏しい中山間地域に属する本町にとっては、町の福祉行政の持続可能性を確保するため、重層的支援体制整備事業交付金の恒久化及び交付額の増大等が必須であると考えています。

このことから、国に対して次のことをお願いいたします。

- ①令和7年度以降においても重層的支援体制整備事業を継続いただきたい。
- ②重層的支援体制整備事業の財源構成は、国費1/2、県費1/4であり、町の負担は、事業費の1/4となっています。  
人口3万人未満の市町村における重層的支援体制整備事業の事業費の上限は、2,800万円となっており、市町村負担は700万円となります。  
財政状況が厳しい本町においては、700万円を確保することも困難な状況となっています。  
このことから、重層的支援体制整備事業における負担割合の見直し(市町村負担の軽減)を図っていただきたい。
- ③重層的支援体制整備事業は、町行政だけでは実現することができないことから、民間事業者等の事業継続にかかる財政支援を講じていただきたい。  
具体的には、福祉事業の報酬算定とは別に、都市部への人材流出を防ぐため、中山間地域等における福祉人材の確保(離職防止を含む)及び福祉人材の定着化を支援するような財政措置を講じていただきたい。
- ④当該交付金の上限について、人口規模だけで評価せず、中山間地域等の立地的要素(移動に多大な時間を要するなど)による加算を設け、これら当該地域が都市部等との競争力を高められる措置を講じていただきたい。